

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2 0 2 4 年）5 月 1 7 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例

札幌市児童会館条例（昭和 3 5 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中

「			」
「	札幌市みすまい児童会館	札幌市南区簾舞 3 条 6 丁目	」

を

「			」
「	札幌市みすまい児童会館	札幌市南区簾舞 3 条 6 丁目	」
	札幌市定山溪児童会館	札幌市南区定山溪温泉西 1 丁目	」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 使用承認等の手続、利用料金の支払手続その他札幌市定山溪児童会館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 札幌市定山溪児童会館に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。この場合において、市長は、札

幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、特定の団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができる。

（理由）

新たな児童会館を義務教育学校定山溪学園に併設するため、本案を提出する。